

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年	8月24日	更新許可	
平成10年	8月24日	更新許可	
平成13年	10月 3日	変更許可	により取扱品目（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、がれき、ふん尿、ばいじん）の追加
平成15年	8月24日	更新許可	
平成16年	8月1日	更新許可	の追加
平成20年	8月1日	更新許可	
平成25年	8月2日	更新許可	
平成30年	2月1日	更新許可	品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん）の追加
平成30年	8月24日	更新許可	事項
令和 5年	8月24日	更新許可	
以下余白			

再複写無効

